

○富士吉田市空き家・空き店舗バンク実施要綱

平成27年4月13日

訓令甲第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空き家・空き店舗の有効活用により定住の促進及び地域の活性化を図るために実施する空き家・空き店舗バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家・空き店舗 市内に存在する現に使用されていない（近く使用しなくなるものを含む。）居住用若しくは事業用の建物及び賃貸建物並びにその敷地又は跡地をいう。
- (2) 所有者等 空き家・空き店舗に係る所有権その他の権利により、当該空き家・空き店舗の売却若しくは賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家・空き店舗バンク 空き家・空き店舗の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、空き家・空き店舗の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き店舗バンク以外による空き家・空き店舗の取引を規制するものではない。

(空き家・空き店舗の登録申込み等)

第4条 空き家・空き店舗バンクによる空き家・空き店舗に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家・空き店舗バンク登録（新規・変更）申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）及び空き家・空き店舗バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、同項の申込みをすることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (2) 暴力団員が経営者等（個人である場合はその者、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。）又は経営に実質的に関与していると認められる事業者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) その他市長が適当でないと認める者

3 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を審査し、適当であると認めたときは、登録番号を付して、空き家・空き店舗バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

4 市長は、第1項の規定による登録をしていない空き家・空き店舗で、空き家・空き店舗バンク制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

（空き家・空き店舗に係る登録事項の変更の届出）

第5条 申込者は、当該登録事項に変更があったときは、登録申込書に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（登録期間及び更新）

第6条 空き家・空き店舗バンクの登録期間は3年とし、申込者が更新を希望するときは登録期間が満了する1月前までに市長に申し出なければならない。

2 前項の手続きは、第4条の規定を準用する。

（空き家・空き店舗バンクの登録の抹消）

第7条 市長は、申込者から空き家・空き店舗バンク登録抹消届出書（様式第3号）の提出があったとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、当該空き家・空き店舗を登録台帳から抹消するものとする。

- (1) 当該空き家・空き店舗に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 前条の規定に基づく、当該空き家・空き店舗の登録期間が満了する1月前までに更新の申し出がなく、その後登録期間が満了したとき。

(3) 申込者が第4条第2項各号に掲げる者であると認められるとき。

(4) 登録事項に虚偽の内容が認められたとき。

(5) その他市長が適当でないと認めるとき。

(情報提供)

第8条 市長は、必要に応じ、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により、空き家・空き店舗に関する情報を公開するものとする。

2 前項の規定により公開する空き家・空き店舗の情報の範囲は、次のとおりとする。

(1) 登録番号

(2) 賃貸又は売却の別

(3) 所在地

(4) 希望売却価格又は賃料

(5) 物件の概要

(6) 利用状況

(7) 設備状況

(8) 主要施設等までの距離

(9) 位置図及び間取り図

(10) 写真

(空き家・空き店舗バンク利用資格)

第9条 空き家・空き店舗バンクの情報を受け、これを利用しようとする利用希望者は、その利用において次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

(1) 利用する空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域住民等と協調して生活しようとする者

(2) 利用する空き店舗において、原則として日常的に業務等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(3) その他市長が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者は、利用希望者の要件を満たさない。

(利用の申込み)

第10条 利用希望者は、空き家・空き店舗バンク物件利用申込書（様式第4号）に必要事項を記入し、市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みのあった場合は、申込者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該申込者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

3 前項の通知を受けた申込者又は当該申込者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく利用希望者へ回答し、市長にその回答内容を報告するものとする。

（空き家・空き店舗申込者と利用希望者の交渉等）

第11条 市長は、申込者と利用希望者が行う空き家・空き店舗の売買、賃貸借に関する交渉並びに契約については一切、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（個人情報の取扱い）

第12条 申込者及び利用希望者等は、空き家・空き店舗バンクにおける個人情報の取扱いについては、次の事項に留意するものとする。

（1） 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し及び利用しないこと。

（2） 個人情報をき損及び滅失することのないよう、適切に管理すること。

（3） 空き家・空き店舗バンクから取得した個人情報にあつては、当該個人情報を市長の承諾なしに複写又は複製しないこと。

（4） 個人情報について漏えい、き損又は滅失の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

（5） 個人情報については、業務終了後速やかに廃棄又は消去その他適正な措置を講じること。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年訓令甲第4号）

この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年訓令甲第15号）

この訓令甲は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年訓令甲第 6 号）

この訓令甲は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

富士吉田市長 様

空き家・空き店舗バンク登録（新規・変更）申込書

申込者（所有者等） 〒 —

住所

(商号又は名称)

氏名

電話番号 () —

富士吉田市空き家・空き店舗バンク実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり登録を申し込みます。

- 1 登録（変更）内容は、別紙「空き家・空き店舗バンク登録カード」（様式第2号）に記載のとおりです。
- 2 契約交渉について（①又は②どちらかを選択してください。）
 - ① 契約交渉に関わるすべてについて、公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）へ媒介を依頼します。
 - ② 契約交渉に関わるすべてについて、利用希望者と直接での交渉を希望します。
- 3 利用希望者及び宅建協会への情報の提供を承諾します。
- 4 家屋情報等の確認のため、市の税情報の使用を認めます。
- 5 同要綱第4条第2項（1）～（3）の規定に該当する者ではありません。

注(1) 富士吉田市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関しての媒介行為は行いません。ただし、上記2において、①を選択された場合は、宅建協会が選定する会員業者が媒介を行います。なお、媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。また、登録する物件についての各種法令等の適合状況については、「所有者等」と「利用希望者」間で確認いただきます。

注(2) 個人情報の保護に関する法律の規定の趣旨に基づき、申し込みされた個人情報は、宅建協会及び利用希望者への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第2号(第4条関係)

空き家・空き店舗バンク登録カード

太枠内のみ記入してください。(変更登録の場合は変更箇所のみ記入してください。)

物件所在地		富士吉田市			賃貸又は売却の別		☐ 賃貸 ☐ 売却	
物件の概要	面積		構造		建築年等	() 年建築 (築 年)		
	土地	m ²	☐ 木造		補修の要否		補修の費用負担	
	建物 () 階建て	() 階	m ²	☐ 鉄骨	☐ 補修は不要		☐ 所有者負担	
		() 階	坪	☐ 鉄筋コンクリート	☐ 多少の補修必要		☐ 使用者負担	
		() 階	m ²	☐ その他	☐ 大幅な補修必要		☐ その他	
			坪	()	☐ 現在補修中		()	
間取り	() 階	☐ 居間 () 畳 ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ ☐ その他 () ☐ 和室 () 畳 () 畳 () 畳 ☐ 洋室 () 畳 () 畳 () 畳						
	() 階	☐ 居間 () 畳 ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ ☐ その他 () ☐ 和室 () 畳 () 畳 () 畳 ☐ 洋室 () 畳 () 畳 () 畳						
希望価格		1. 賃貸 () 円程度/月額 2. 売却 () 円程度						
利用状況	☐ 自らが居住・使用 ☐ 放置 () 年 ☐ その他 ()		主要な施設等 までの距離	☐ () 駅まで () m・分 ☐ 市役所まで () m・分 ☐ () バス停まで () m・分 ☐ 病院まで () m・分 ☐ その他 () まで () (km・分)				
設備状況	電気	☐ 引込済 ☐ その他 ()			風呂	☐ 湯船有 ☐ シャワー有 ☐ その他		
	ガス	☐ プロパン ☐ その他 ()			トイレ	☐ 水洗 ☐ 汲取り / ☐ 和 ☐ 洋		
	水道	☐ 上水道 ☐ その他 ()			駐車	☐ 有 () 台、月額 () 円		
	下水道	☐ 下水道 ☐ 浄化槽 ☐ その他 ()			駐輪	☐ 有 ☐ 無		
	電話	☐ 引込済 ☐ その他 ()			庭	☐ 有 () 坪・m ² 程度 ☐ 無		
	通信回線	☐ 光 ☐ その他 ()			共益費等	☐ 月額 () 円、内容 ()		
	テレビ	☐ CATV接続済 ☐ その他 ()			その他			
〔間取り〕(別紙可)					〔位置図〕(別紙可)			
※外観等の写真を添付してください								
特記事項								

※上記内容については、特記事項の登記情報等を除き市ホームページ等で公開いたします。

所有者 ・大家	住 所	〒		
	氏 名		TEL	
	生年月日		FAX	
	携帯TEL		Eメール	
登録No.				
受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日	
登録日	年 月 日	有効期日	年 月 日	
登録抹消日	年 月 日	☐ 契約成立 ☐ 登録抹消 ☐ その他 ()		

※ 登記事項証明書(謄本)を添付して下さい。

※ 登録の内容により、その他の書類を添付していただく場合がありますのでご了承ください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

富士吉田市長 様

空き家・空き店舗バンク登録抹消届出書

氏名 _____

次のとおり空き家・空き店舗バンク登録を抹消したいので届出いたします。

登録番号	第 号
抹消理由	

様式第 4 号（第10条関係）

年 月 日

富士吉田市長 様

空き家・空き店舗バンク物件利用申込書

申込者 〒 ー
住所
氏名
生年月日
電話番号 （ ） ー
FAX 番号 （ ） ー
E メール

富士吉田市空き家・空き店舗バンク実施要綱第 10 条の規定により、次のとおり利用を申し込みます。

- 1 申し込みに関する個人情報、契約等のため当該物件所有者及び公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会に提供することに同意します。
- 2 同要綱第 4 条第 2 項（１）～（３）の規定に該当する者ではありません。
- 3 利用者、利用形態については、下記のとおりです。

物件利用者	氏名	性別	年齢
希望する利用形態 （該当番号に○）	1．居住 2．店舗（事務所等） 3．その他（ ）		
利用形態 1 の場合	同居家族の氏名	続柄	年齢
利用形態 2・3 の場合	屋号・事業内容等		

様式第 1 号（第 4 条関係）

（令 4 訓令甲 4 ・ 令 5 訓令甲 15 ・ 一部改正）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

（令 4 訓令甲 4 ・ 一部改正）

様式第 4 号（第 10 条関係）

（令 4 訓令甲 4 ・ 一部改正）